

◇ 配当所得にかかる配当控除の取扱い

Q : 平成20年度改正では、配当所得について申告分離課税が選択できるようになるとか。何かこれについて変更になる点はないですか？

A : 申告分離課税を選択する場合には、配当控除の適用が受けられないこととなっています。

【解説】

上場株にかかる配当所得は、現行税制では、他の所得と合算して所得税額を計算する総合課税を原則としていますが、配当から所得税を源泉徴収して納税が完結する申告不要制度も選択適用できるとされています。

しかし、今年度の税制改正では、証券税制が大幅に改正され、上場株の配当を受けた場合は、他の所得と分離して所得税額を計算する申告分離制度が導入されるとともに、配当所得と上場株の譲渡損と損益通算することができることとなっています。

ところで、現行税制では、配当所得については法人税が課された後の配当に所得税を課すことから二重課税になることを防止する意味合いで、配当所得の10%を所得税額から控除する配当控除という制度が用意されています。

しかし、この配当控除は、総合課税の場合についてのみ適用があるとされており、今年度の改正による申告分離課税を適用する場合には適用できないとされていますので、注意しておいてください。

